

第7日

令和3年12月6日（月）

午後1時零分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議案の訂正の件を議題といたします。

第104号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）について、執行部から訂正の申出がありましたので、訂正理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 議員の皆様、議案の訂正についてこの場をお借りしまして心からおわび申し上げます。

さきに提出いたしました第104号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）につきましては、地方自治法218条第1項の規定により提出したところでございますが、本議案中に誤りがございましたので、第2表の一部を訂正しようとするものであります。

議員の皆様には御迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございませんが、何とぞ御理解を賜り、御承認下さいますようお願い申し上げます。議案の訂正の説明に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（市長降壇）

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で訂正理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第104号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）の訂正の件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第104号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第7号）の訂正を承認することに決しました。

これより、追加議案の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けました。これを上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には連日の御審議誠にありがとうございます。

本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明させていただきます。

第124号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業に係る先行給付金を速やかに支給するために必要な経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ4億990万円を追加し、予算総額を413億

5,237万円といたしました。

また、歳出に伴う財源として、国庫支出金4億990万円を計上いたしました。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

---

午後1時5分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は、申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第18号専決処分の報告について(交通事故による損害賠償)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第104号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第105号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第106号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第107号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第108号議案朝倉市職員のサービスの宣誓に関する条例及び朝倉市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第109号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第110号議案朝倉市特別会計条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第111号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第112号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第113号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第114号議案朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第115号議案朝倉市自転車等の放置防止に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第116号議案朝倉市営住宅飲料水供給施設条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第117号議案土地改良事業計画の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第118号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第119号議案工事請負契約の締結について（白木谷川流域地区）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第120号議案工事請負契約の締結について（三奈木コミュニティセンター）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第121号議案指定管理者の指定について（あまぎ水の文化村）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第122号議案指定管理者の指定について（三連水車の里あさくら）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第123号議案甘木・朝倉広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第124号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。付託区分については、お手元のタブレットに掲載の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第104号議案及び第124号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

---

午後2時零分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。第124号議案については急を要しますので、これより審議を行い、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより第124号議案の審議を行います。

それでは、第124号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第124号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました第124号議案について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、15日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時1分散会